

介護老人福祉施設サービス 契約書別紙

料金

令和3年4月1日改定

	算定項目 (単 位)	要介護度	介護報酬額	利用者負担割合		
				1割負担	2割負担	3割負担
基本施設サービス費	介護福祉施設 サービス費 (Ⅱ) 多床室 (1日につき)	要介護1	6,119 円	612 円	1,224 円	1,836 円
		要介護2	6,845 円	685 円	1,369 円	2,054 円
		要介護3	7,604 円	761 円	1,521 円	2,282 円
		要介護4	8,330 円	833 円	1,666 円	2,499 円
		要介護5	9,045 円	905 円	1,809 円	2,714 円
令和3年4月1日～9月30日まで上記の該当する金額の0.1%上乘せとなります。						
※ 減算時の基本施設サービス費	夜勤職員基準減算	1日につき	上記の該当する金額の97%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	人員基準欠如減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	定員超過利用減算	1日につき	上記の該当する金額の70%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	身体拘束廃止未実施減算	1日につき	上記の該当する金額の90%	左記の1割	左記の2割	左記の3割
	安全管理体制未実施減算	1日につき	-53 円	-6 円	-11 円	-16 円
	栄養管理基準減算	1日につき	-149 円	-15 円	-30 円	-45 円
※ 保険給付内サービス利用料 加算サービス費	日常生活継続支援加算(Ⅰ)	1日につき	384 円	39 円	77 円	116 円
	看護体制加算(Ⅰ)イ	1日につき	64 円	7 円	13 円	20 円
	看護体制加算(Ⅰ)ロ	1日につき	42 円	5 円	9 円	13 円
	看護体制加算(Ⅱ)イ	1日につき	138 円	14 円	28 円	42 円
	看護体制加算(Ⅱ)ロ	1日につき	85 円	9 円	17 円	26 円
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)イ	1日につき	234 円	24 円	47 円	71 円
	夜勤職員配置加算(Ⅰ)ロ	1日につき	138 円	14 円	28 円	42 円
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)イ	1日につき	299 円	30 円	60 円	90 円
	夜勤職員配置加算(Ⅲ)ロ	1日につき	170 円	17 円	34 円	51 円
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)イ	1日につき	352 円	36 円	71 円	106 円
	夜勤職員配置加算(Ⅳ)ロ	1日につき	224 円	23 円	45 円	68 円
	準ユニットケア加算	1日につき	53 円	6 円	11 円	16 円
	生活機能向上連携加算(Ⅰ)	1月につき	1,068 円	107 円	214 円	321 円
	生活機能向上連携加算(Ⅱ)	1月につき	2,136 円	214 円	428 円	641 円
	個別機能訓練加算(Ⅰ)	1日につき	128 円	13 円	26 円	39 円
	個別機能訓練加算(Ⅱ)	1月につき	213 円	22 円	43 円	64 円
	ADL維持等加算(Ⅰ)	1月につき	320 円	32 円	64 円	96 円
	ADL維持等加算(Ⅱ)	1月につき	640 円	64 円	128 円	192 円
	若年性認知症入所者受入加算	1日につき	1,281 円	129 円	257 円	385 円
	常勤医師配置加算	1日につき	267 円	27 円	54 円	81 円
	精神科医療養指導加算	1日につき	53 円	6 円	11 円	16 円
	外泊時費用(月に6日以内)	1日につき	2,627 円	263 円	526 円	789 円
	初期加算(入所後30日以内)	1日につき	320 円	32 円	64 円	96 円
	再入所時栄養連携加算	1回につき	2,136 円	214 円	428 円	641 円
	退所前訪問相談援助加算	1回につき	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円
	退所後訪問相談援助加算	1回につき	4,912 円	492 円	983 円	1,474 円
	退所時相談援助加算	1回限り	4,272 円	428 円	855 円	1,282 円
退所前連携加算	1回限り	5,340 円	534 円	1,068 円	1,602 円	

項 目	単 位	介護報酬額	利用者負担割合			
			1割負担	2割負担	3割負担	
栄養マネジメント強化加算	1日につき	117円	12円	24円	36円	
経口移行加算（医師の指示に基づく）	1日につき	299円	30円	60円	90円	
経口維持加算Ⅰ（医師の指示に基づく）	1月につき	4,272円	428円	855円	1,282円	
経口維持加算Ⅱ（医師の指示に基づく）	1月につき	1,068円	107円	214円	321円	
口腔衛生管理加算（Ⅰ）	1月につき	961円	97円	193円	289円	
口腔衛生管理加算（Ⅱ）	1月につき	1,174円	118円	235円	353円	
療養食加算（医師の指示に基づく）	1日につき3回を限度	64円	7円	13円	20円	
配置医師緊急時対応加算（早朝・夜間）	1回につき	6,942円	695円	1,389円	2,083円	
配置医師緊急時対応加算（深夜）	1回につき	13,884円	1,389円	2,777円	4,166円	
看取り介護加算（Ⅰ）	（死亡日以前31～45日）	1日につき	768円	77円	154円	231円
	（死亡日以前4～30日）	1日につき	1,537円	154円	308円	462円
	（死亡日の前日・前々日）	1日につき	7,262円	727円	1,453円	2,179円
	（死亡日）	1日につき	13,670円	1,367円	2,734円	4,101円
看取り介護加算（Ⅱ）	（死亡日以前31～45日）	1日につき	768円	77円	154円	231円
	（死亡日以前4～30日）	1日につき	1,537円	154円	308円	462円
	（死亡日の前日・前々日）	1日につき	8,330円	833円	1,666円	2,499円
	（死亡日）	1日につき	16,874円	1,688円	3,375円	5,063円
在宅復帰支援機能加算	1日につき	106円	11円	22円	32円	
在宅・入所相互利用加算	1日につき	427円	43円	86円	129円	
認知症専門ケア加算（Ⅰ）	1日につき	32円	4円	7円	10円	
認知症専門ケア加算（Ⅱ）	1日につき	42円	5円	9円	13円	
認知症行動・心理症状緊急対応加算（入所後7日以内）	1日につき	2,136円	214円	428円	641円	
褥瘡マネジメント加算（Ⅰ）	1月につき	32円	4円	7円	10円	
褥瘡マネジメント加算（Ⅱ）	1月につき	138円	14円	28円	42円	
排せつ支援加算（Ⅰ）	1月につき	106円	11円	22円	32円	
排せつ支援加算（Ⅱ）	1月につき	160円	16円	32円	48円	
排せつ支援加算（Ⅲ）	1月につき	213円	22円	43円	64円	
自立支援促進加算	1月につき	3,204円	321円	641円	962円	
科学的介護推進体制加算（Ⅰ）	1月につき	427円	43円	86円	129円	
科学的介護推進体制加算（Ⅱ）	1月につき	534円	54円	107円	161円	
安全対策体制加算	入所初日限り	213円	22円	43円	64円	
サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	1日につき	234円	24円	47円	71円	
サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	1日につき	192円	20円	39円	58円	
サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	1日につき	64円	7円	13円	20円	
介護職員処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の8.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の6.0%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅰ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.7%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	
介護職員等特定処遇改善加算（Ⅱ）	1月につき	上記のうち該当する金額の合計の2.3%に相当する金額	左記の1割	左記の2割	左記の3割	

※ 保険給付内サービス利用料

加算サービス費

※「負担割合証」に記載されている負担割合となります。

保険 給付 外サ ービ ス利 用料	項 目	摘 要	単 位	利用料金
	※ 居住費（光熱水費相当）	利用者負担第1～第3段階	1日につき	855 円
		利用者負担第4～第6段階	1日につき	855 円
	※ 食費	利用者負担第1～第3段階	1日につき	1,392 円
		利用者負担第4～第6段階	1日につき	2,000 円
日常生活費	別表①「日常生活費 個別内訳表」から AまたはBを選択することができます		150 円	
理美容費、行事・クラブ材料 費、嗜好品など	ご希望により承ります		別表②「その他の料金表」 の通り	

※ 上記の食費は、令和3年7月31日までの料金です。介護報酬の改定に伴い、令和3年8月1日より変更されます。

※ 居住費・食費は、申請により課税状況や収入の状況に応じて、減額されることがあります。

居住費・食費の減免制度について

介護保険負担限度額認定（世帯の構成や課税状況等により判断されます）		単 位	居 住 費	食 費
第1段階	○生活保護受給者の方 ○住民税世帯非課税で老齢福祉年金受給者の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	0 円	300 円
第2段階	○住民税世帯非課税で合計所得金額+課税年金収入額が年間80万円以下の方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	370 円	390 円
第3段階	○住民税世帯非課税で、利用者負担第2段階該当者以外の方 ○住民税課税層における特例減額措置の適用がある方 ○境界層該当者の方（※）	1日につき	370 円	650 円

（※）境界層とは、本来の利用者負担を適用すると生活保護が必要な状況となるが、より負担の低い基準を適用することにより生活保護を必要としない状況となる方で、事前に福祉事務所への生活保護申請が必要です。

（福祉事務所にて境界層であるか否かの認定を行います）